

事務連絡
平成11年11月26日

各都道府県介護保険担当課（室） 御中

厚生省老人保健福祉局
介護保険制度施行準備室

主治医意見書の費用区分の例について

日頃より、介護保険制度の円滑な施行に向け、ご協力いただきありがとうございます。

要介護認定における主治医意見書の記載については、先に「主治医意見書記載に係る対価区分における施設の定義について」（平成11年7月7日づけ事務連絡）において、施設の定義についてお示ししているところですが、施設類型別の主治医意見書の費用区分の具体的な事例について、別添のとおりとりまとめましたので、業務の参考にしてください。

主治医意見書の費用区分の例について

<施設>

新規	継続
<ul style="list-style-type: none">○ 入所後、初めて更新の申請を行う者について、当該施設の入所者の健康管理等を業務とする医師が記載した場合○ 認定申請を行う前にやむを得ない理由で入所している者であって、入所以来初めての更新の申請を行う者(医療保険適用の療養型病床群から介護保険適用の療養型病床群に転床した者を含む。)について、当該施設の入所者の健康管理等を業務とする医師が記載した場合	<ul style="list-style-type: none">○ 前回の申請時と同一の施設に入所して更新の申請を行う者について、当該施設の入所者の健康管理等を業務とする医師であって、<ul style="list-style-type: none">(1) 前回の意見書を作成した医師が記載した場合(2) 又は、前回の意見書を作成した医師による診療録等を参照して(参照することが通常可能である場合を含む。)当該医師以外の医師(当該申請者の診察を行っている医師に限る。以下同じ)が記載した場合○ 退所後、在宅において更新の申請を行う者について、入所時の診療録等に基づいて<ul style="list-style-type: none">(1) 前回申請時の意見書を作成した医師が記載した場合(2) 又は、前回申請時の意見書を作成した医師による診療録等を参照して(院内共通の診療録が整備されるなど、診療録等を参照することが通常可能となっている場合を含む。)当該医師以外の医師が記載した場合○ 医療保険適用の療養型病床群から介護保険適用の療養型病床群に転床して更新の申請を行う者について

	<p>(1) 前回申請時の意見書を作成した医師が記載した場合</p> <p>(2) 又は、前回申請時の意見書を作成した医師による診療録等を参照して(院内共通の診療録が整備されるなど、診療録等を参照することが通常可能となっている場合を含む。)当該医師以外の医師が記載した場合</p> <p>○ 前回申請の結果が非該当であり、再度申請を行う入所者について、入所者の健康管理等を業務とする医師が記載した場合</p>
--	--

<在宅>

新規	継続
<p>○ 認定申請を初めて行う者、又は前回申請時の施設から退所後に在宅で初めて更新の申請を行う者について、医師が初めて意見書を記載した場合</p> <p>○ 更新の申請を行う入所者について、入所者の健康管理等を業務とする医師以外の医師が初めて意見書を記載した場合</p> <p>○ 在宅で更新の申請を行う者について、前回申請時の意見書を作成した医師以外の医師が、前回申請時の診療録等を参照することができずに(院内共通の診療録が整備されるなど、診療録等を参照することが通常可能となっている場合を除く。)初めて意見書を記載した場合</p> <p>○ 退所後に初めて更新の申請を行う者について、同一医師が初めて意見書を記載するも、当該主治医の所属医療機関が入所時の医療機関と異なるため、診療録等の参照が困難な場合</p>	<p>○ 在宅で更新の申請を行う者(入所者の健康管理等を業務とする医師が入所時の診療録に基づき記載した場合を除く。)について</p> <p>(1) 前回申請時の意見書を作成した医師が記載した場合</p> <p>(2) 又は、前回申請時の意見書を作成した医師による診療録等を参照して(院内共通の診療録が整備されるなど、診療録等を参照すること可能となっている場合を含む。)当該医師以外の医師が記載した場合</p> <p>○ 前回申請の結果が非該当であり、再度申請を行う者(入所者の健康管理等を行うことを業務とする医師が入所時の診療録に基づき記載した退所者を除く。)について</p> <p>(1) 前回申請時の意見書を作成した医師が記載した場合</p> <p>(2) 又は、前回申請時の意見書を作成した医師による診療録等を参照して(院内共通の診療録が整備されるなど、診療録等を参照することが通常可能となっている場合を含む。)当該医師以外の医師が記載した場合</p>

注) 用語の定義

「施設」とは、介護保険施設の他、入所等の機能を有する高齢者用施設を含む。

「認定」とは、要介護認定及び要支援認定をいう。

「入所」とは、短期入所を含む施設入所・入院をいう。

「入所者」とは、短期入所を含む施設入所・入院者をいう。

「退所」とは、短期入所を含む施設退所・退院をいう。

「退所者」とは、短期入所を含む施設退所・退院者をいう。

「更新の申請」とは、準備要介護認定期間中の2回目以降の新規申請、区分変更の申請を含む。